

平家物語

長門本

二

リ 5  
2004  
2





門 5  
2004



平家物語卷第二

師高燒拂温泉寺事

白山神輿振上山上事

牒狀等事

院宣事

後二條關白依山王崇亮御事

高木公女院御隱事

建春門院御隱事

日吉神輿入洛間賴政問答事

不詳相續廣辻氏  
藏書記

藏書記



樋口富小路焼亡事  
時忠御被立山上勅使事  
師高被解官流罪事  
明雲僧正被流罪事  
多田藏人返忠事  
西光法師被三捕事  
成親公被三捕事

師高焼拂温泉寺事

北面を上古よりかくりきりて白河院に御時は  
免かひれく急ぬとありしに、  
はより千寿丸今丸とて、  
千と九ハ三浦北ちりしと、  
國の住人後より肥後ちりし、  
源左衛門の大夫子とく、  
夫耐父子ちりく免し、  
頃とすし、



あてしこ此御時北面の者共ハ車の外ハをえ  
りて公令殿上人を物とり致す礼義もあ  
る下北面より上北面にう法て上北面の殿上  
をゆりしゆそのも有るかくは年何のあいに  
お出れるも有り其中に故少納言入  
代と系師光成京といふりのありり少舎人  
つらととハかくおしやたよのきハうらやの  
ともありたれともさうくハのりたれを院の  
御目よりかをえ免ハ法とのれりり少納言

入る此事ハあいに時二人共に出家ハて法谷  
此一書をうへくた御つ入る西光右御つ入る西  
系と我云けり二人たりのハ水藏頭ハを免  
ハ法のはれり其西光ハを免つたハを  
たうりれを免てたれを人むいハ位尉  
すくたりハ安元元年十二月廿九日追催除目ハ  
か変れきた任之國務をたのふあいに権ハの  
むわうむれハ張りてハ余り神社佛寺権  
とんあいにの庄領をさあハさんハ此事共ハ



之安てはたといせうる何とを及し川より  
かん切んの政を予新危りしにその後川  
出後のすにありすいし程に同二年八月  
小白山末寺の温泉寺としし山寺ふいそ湯  
河加の湯に目代馬を引入て洗ひたるを大  
泉中あると大仏と白山権現の一切泉生れ志  
由病のふけりのあふししし経所の出湯なり  
おろし馬を引入て洗ふ事らうせしなりと  
せししをくしし杉すは志の河間大泉がりて

白山中宮八院三社九僧長吏智積覚明等  
張本とて舎人男なりとてを死り馬の尾を  
おし追放川目代中なる馬のしゆし  
倒たると夕度もせししをいれかた左  
右かし馬の尾をきるへた根屋有るあり  
そのしる馬は尾を切しとめしを切し  
とそあのみ変也とて國市が大勢を揚し  
かきあそ温泉寺の坊舎を焼けし此事に  
をいし八院の大泉此中に秀衡の孫にん



たい坊を大杉軍として明代房志川大房  
能登房か賀房越前房かある。然る白山の  
大くし五面余流はくか賀の國府にありて  
講堂小たき築りて廳へ使をたきに化し  
目代をむす事志川を思ひり人廳屋にとり  
ちりししてにけき京へ我を登りになる

### 白山神輿振上山事

大鬼ちのりかりけり我れより攻り之を  
くむるは木の所を本山の末寺也所詮志川

山へ祈りてもくんとて我れよりかなはぬ物あり  
我がらりのく生きた攻りてと一問おせんた  
して神水佛水を此日年八月白山七早  
木の由輿をかかりてむねの太鬼三百人  
少人由輿をさけけりて上治する當時の天  
台座主と明雲僧正とかけしは木の事  
なりはるひと事當法師宮仕法師二人を以て  
當時在院の清然を諸也上らくあられたり  
より由は許りてのく是を論る礼と



此後の時上洛せし後をいふに、  
白山の大衆を討つに明雲僧正の事を起し、  
給ひて川跡に大衆四千人討つに、  
早雲の軍をうけいしりかひたの觀音堂  
に登りて、白山の大衆を追返す志ありと  
告げんと、歎支はるに、亦此祈せし叶はぬか  
たの生土へ攻めんと誓ひたるに、い川に  
侍らぬの波より、攻めし事、我に惜たれ、  
はるをた亦生土へかへるをいふと、一とに

神水佛ありを飲つて、此月を起し、八月  
廿日、宇河を立とく、己んしやう寺に、  
由依の大衆十と、小一千余人也、  
同し、た六日、けしけ、系令、  
使者、小片、橋次郎、大夫、  
也、留守、所、條、状、  
欲、早、傳、止、  
條、持、神、樂、  
條、持、神、樂、



非無不審因茲差遣在廳志利尋中子細所  
為石井法揚所中令衆治之由有返答云此  
條理豈不の然卒依小事の存郵大神哉若  
為司之沙汰の乃裁許所詔名者賜其解  
状之上也令哉察状以候

安元三年二月九日

散位財部朝臣

同 大江朝臣

同 源朝臣

目代源朝臣

と其書たりは依之衆徒返條在帖云山中宮  
大泉政所返牒留守所衛

木條一紙被載送神輿御上落車

條今月九日條状同日至今未依帖案車子細有神  
明和令言恐定吉日進祭旅語次以人力不可成  
致と写し慮豈不恐と我仍以後日任條返し状  
子細状如件

安元三年二月九日

大泉等

同日佛印取出と抵付つらと給ふ同日又留守



所不丈二人有り。稔河大夫成貞橋次郎大夫則次  
小野代山小大衆此後陳小川死たり。則伴の  
使者落馬して又馬の足折れたり。是をみ之鬼徒  
誅神力をと侍同土日小二人此使推付小至来は  
河之邊條か一山とけをり之使者神輿をさる  
まるとい一共事とせん上治に明雲僧正重三  
寺の神輿守護鬼徒状云

謹請 延暦寺御寺條

欲被裁祈奉振上神輿於山上目代師高罪科事

右帷令言上子細干今不蒙裁許報之間神輿入  
浴之氣柝當一條是一山之大訴也。情榮事之情  
白山之雖有放地是併三千之聖供也。雖有冠田當  
位有谷無實也。然佛神事以絶然也。仍當  
年八講三十講同以以路家山之大推權現和光  
同塵之衆意候を来泰向洋社之後又以以役  
當此時而涼歎切也。然昔奉振神輿所賄泰  
向也。永志向後之栄又尺之供鐘從寫其旨之  
勤誰明莫乃之德在干人偏連瘕之用源也。盖



全其現將來吉山寺權現し御本現在し然則  
不被拘制法既之附敦賀津佐小寺條之帖  
止神輿上洛之後の侍由裁報之帖如件

安元三年二月廿日

衆徒等

と書たり也同日廿一日七人當此帖をたゞ  
攻乃けりぬるう(と裁報をお待衆にせし此る  
衆徒亦初をふ神輿を以て出しをりてと  
はやとうのふ衆に由し守護此者共せん  
當法師宮仕法師亦是をよひ衆と白た小社

を一法とらせし酒を志めやうたり宮仕せ  
ん當志めしはて前後も志しは碓伏り其間  
に早木公比由しを盜取東路にかりそみせ此  
由しをなやたの井のせを通りたふその國河  
内のけまの法寺のたり支より小舟の由しを  
か死れせまそ東坂本(か)わたらんといふ  
所子辰乙此風向らく志く小松、溪に掛あき  
法けたり白山大鬼(つ)の(由)をさ  
しけまりと十せん(の)東海(に)の(寺)也(



まゝ山門の大衆もせんまゝと云ふと本社此神  
か致々たりし本社此権現此亦と云ふと末寺  
此僧徒い至りかす本山此大衆と同く目  
代何とのに此に一院を至るれと云てつてつて  
此本山此大衆たるも但當時は院此也  
然れどもて也此院をお納まひてせむと云ふ山  
此権現をよむ日吉に止る人の社といふま  
いゝせたり早木公七此亦と云ふを記すしんの社  
此至すのまゝ院の由然れ此院をお納ま

いらせり去程小院既小由り山門の大衆  
此白山此指せしを請ふと末寺此僧徒亦中状  
かくの如く去ん實此事りいゝかすくは教亦く  
く師多のを流罪にかこつれ目代り取つ  
初をきん亦くせし海をたりと云ふと  
を裁許すにかりり礼と大政大臣以下さし志の  
るへり公の道に物もれさくも裁許有へり  
物をきんを人に指せりいむりより他に天  
ある事也大藏公為ふさたさいの師季仲と



朝家の重臣也。かき大衆の祈禱により  
と流罪せしむれば師高かとか事と物の  
救ふる子細にやかきと危たし内にはやされ  
く化共出とけた取しと養は人なり  
大臣とろくを重んじと物とまはしと  
罪を恐れと、免れとしと事なり。此と名  
をとりと、かきと、其と死に、他の公令に  
と、かきと、福と、ろくを、けし、めと、と、さる  
よ、かきと、ぬす、に、至る、身、を、と、れ、免、れ、君、を

い、は、免、れ、と、力、を、通、し、と、國、を、合、は、し、死、人、と、し、  
か、い、せ、し、と、に、武、威、と、か、き、と、の、と、と、天、下、を、志、  
し、免、れ、入、り、た、の、志、共、と、重、盛、と、の、夙、夜、の、勤、  
志、を、け、み、と、出、指、か、け、し、功、を、せ、し、に、は、礼、と、  
い、ひ、出、れ、と、い、ひ、師、高、一、人、に、け、し、か、き、と、祠、に、は、  
か、き、と、け、し、と、し、礼、を、礼、共、い、し、免、れ、中、と、さ、と、て、は、礼、が、  
君、に、は、る、か、私、法、の、徳、を、せ、ん、と、や、の、く、川、と、  
未、を、と、ぬ、け、し、と、後、車、の、免、れ、と、事、を、と、ぬ、れ、  
才、人、と、し、と、か、き、と、著、何、を、と、大、宗、に、終、ら、れ、礼、



君もくくはも色川らふま人こまやたせ  
しくういひん君臣比國をみたらんよあや  
物や又あんせこれ改志よの多のりんよあて  
を屋加茂川のあ双六のすい山法く是あ  
赤心ふあはぬりのと白河院も修ありは  
と中修（はり鳥羽院の中と起平泉寺はを  
をん志やうちの片く時（きり）其子（あ）  
あり是ふくは山門の衆徒知らすら不強部  
して奏狀其狀云

延曆寺衆徒等解中法院廳裁事

法曲岳息栖任應徳寺條以白山正

泉寺永為當山未寺狀

右謹拾案内去應徳元年白山僧徒以彼平  
泉寺宮の附當山未寺已畢干時座主良真  
仁音文昔成寺條付彼山早自尔以降休無住  
僧之訴証不及衆徒之沙汰然間去ル春彼山之  
住僧未來訴干當山是延曆寺之末寺也應徳  
寺條充足證給爰軍城寺是宗仁彼別當



識非法監行遂日倍增積然為托之間以當山  
欲為冠城寺之末寺云此條當山自本非無  
本山就中日吉友人宮ハ白山權現也垂跡猶  
側被神慮定有其故凡獻慮變非君之  
不明非臣之不直我山佛法為以欲令滅也  
泣而有竹作蒼天之揮淚之何為丘中舟消  
魂泉流若急緒朝威者懷愁不之止一山之  
強動裁報之何無還迹也請願哉曲垂息  
拙以白山平泉寺如意鳥の為天台末寺之由被裁

許者將慰洋行三千之愁吟彌祈仙院教百之  
逝給仍勤狀謹解

久安三年四月日

と我々書たり也此中狀にきて下寸尚院宣云  
集の長閑の變雌雄之由誕於山上凡等後中  
此事非獻慮之間武士解郡法還本國早  
如衆徒中者仰上裁之間六時不改之新法  
不退轉之條非無獻感然之於白山平泉寺  
其江舟山川早此條依不淺當山下及依以非







後二条園白殿中川子の源の頼治不修之  
 一守せりるたり成内裏へ押入らんとする間より  
 けりる部ホハ騎是をいり矢にありるをの  
 ハ人志守をの二人社師所司四方へにけりせぬ  
 之んとの儒信子功を奏す此た先り下洛  
 物んと志り礼とり武士を西坂乃りと指せし  
 取入られし礼も大衆日吉乃神々成中堂に  
 振上りて冥白殿を志ゆと一もる未昔の  
 如形乃事とをり神輿をうたかしくせり

る事是。始と終承りまよとあり此の事ハルカ  
 与阿られ亡國此もといふな字治者此は時  
 大衆此後本とて礼未言丹ホるありり  
 死より阿りしに多あり山王の由たくせんい  
 せたよりりくこの付則罪名をたつ免ら礼  
 之はまくの由たこたア中させ給いしを阿し  
 き礼と此事いふありむすむと歎けり  
 才礼者り三千人の衆徒等を八王寺へ集て  
 信積乃大けんにやをとく志ありて



あけ乃乃す〜の中僧都也其比のせ  
川流を表白小秀句をてきたとす鐘打  
あ〜大音声をあけ〜りさ礼なるは家ふ  
のき〜七牛馬より生〜た〜ら化をる  
七比登〜後乃水神を〜り〜り  
た〜た〜後二茶宴白夜〜鳴矢一は  
あたせたま〜とす〜三千人乃衆徒も  
かい〜と長く倭山乃思ひをたち〜人の  
思ひ〜〜八王寺権現二〜い

ま〜ら世人事あり〜と中権現の  
由納受〜〜せ〜つ〜中〜を〜と〜三千  
人乃大衆一同おと川とかめお〜ら其比ある  
人八王寺此神に詣〜通夜を志〜りりら  
夜の若小〜りりらと内殿の由かけ〜のさ  
卿声の〜兵主くと我〜礼々礼と近之國夜  
次此郡〜お〜事無主乃大明神に〜  
は〜ま〜〜中〜い々礼と神  
比をんて〜か〜ぬ〜せ〜礼々礼はうけ



給ハぬとて去る乃ふらに登り侍り小作り  
 所夫を志けしうのうにおく世々西(府)  
 給ひしれ其かあらかひたししく京中  
 を唱通り二条との山所此のや此山すの  
 危りたつとみて憂うらむま是とら創  
 一却け礼を西殿のう(の程があらう夫の  
 声出くまへの大たげをあらく西をさし  
 行ぬあー此仕事あらをのひり侍禮  
 其祈し二条殿此かりし乃役しり侍

侍のふら礼を志せ乃西に十乃とらかうに志す  
 乃乃志ふ一三たりはて世世をり冥白殿ハ山王  
 此此との免としてしりりの山此にまた山加ふ  
 礼出く登のくおのあ給ひしこのは山加  
 あて天台貫主に深院智席乃座とと  
 中一人は大本尊前とに参りて世に望へ  
 何るを給九人しそかひしきしき礼を志  
 文に祈す礼をりて礼も極く此かこたり  
 中寺給給ひ考礼其其<sup>後</sup>給もあうりり礼を大



殿北北乃政所せ免之の由歎たの何中りりや  
たすりのを至けしせ給ひそ忍ひそ十  
せんし此由はに七今日由系終有と冥白  
主改みちの由病を至多と命付けのりをた  
けけと終給へとそ新とすせ給ひりる  
をりみちあんと命たすけし給ひ  
多ふる一にも東坂りとり西坂本へ  
回廊をたそ山僧らう三の山乃系訪此  
とそし霜雪雨露を志れん為せ一とそ

八王寺此由前が十せんぐの由前を回廊を造  
てく大衆以下のまじり下向のともわくに風雨  
を志のかんとあり一とそ三千人の衆徒に毎子  
此冬小社一と起せまじり暫らへ一とそを  
家一社の間都のすまいをすそ宮終しといひ  
まじりそ宮終のなかむる一とそ長ら此  
法華八訪たいてんかく修治のへ一とそ  
廊此由神永退轉かく又七社此権現一と  
此百度四季小由れを起んすつくら一とそ



大日うろをさすはけの<sup>け</sup>に<sup>け</sup>一ととを<sup>け</sup>み  
ち又人の娘あり玉城一氏美女也此れを  
り之田原をせは<sup>け</sup>七社の権現に<sup>け</sup>見  
せ<sup>け</sup>らん<sup>け</sup>と也<sup>け</sup>あ<sup>け</sup>く<sup>け</sup>三願有<sup>け</sup>也<sup>け</sup>此<sup>け</sup>の<sup>け</sup>三願<sup>け</sup>  
の<sup>け</sup>中<sup>け</sup>に<sup>け</sup>思<sup>け</sup>く<sup>け</sup>る<sup>け</sup>人<sup>け</sup>の<sup>け</sup>志<sup>け</sup>を<sup>け</sup>志<sup>け</sup>す<sup>け</sup>は  
然るを山王権現に<sup>け</sup>あ<sup>け</sup>く<sup>け</sup>た<sup>け</sup>は<sup>け</sup>孔<sup>け</sup>さ<sup>け</sup>せ  
あ<sup>け</sup>く<sup>け</sup>書<sup>け</sup>山<sup>け</sup>が<sup>け</sup>は<sup>け</sup>く<sup>け</sup>身<sup>け</sup>の<sup>け</sup>乞<sup>け</sup>も<sup>け</sup>三<sup>け</sup>  
是<sup>け</sup>の<sup>け</sup>礼<sup>け</sup>お<sup>け</sup>く<sup>け</sup>其<sup>け</sup>以<sup>け</sup>出<sup>け</sup>羽<sup>け</sup>國<sup>け</sup>羽<sup>け</sup>黒<sup>け</sup>より<sup>け</sup>月  
衆<sup>け</sup>の<sup>け</sup>三<sup>け</sup>言<sup>け</sup>と<sup>け</sup>中<sup>け</sup>考<sup>け</sup>傳<sup>け</sup>こ<sup>け</sup>く<sup>け</sup>ハ<sup>け</sup>由<sup>け</sup>子<sup>け</sup>一<sup>け</sup>人<sup>け</sup>と<sup>け</sup>は<sup>け</sup>り

之<sup>け</sup>由<sup>け</sup>至<sup>け</sup>く<sup>け</sup>終<sup>け</sup>小<sup>け</sup>糸<sup>け</sup>終<sup>け</sup>く<sup>け</sup>たり<sup>け</sup>ら<sup>け</sup>る<sup>け</sup>に<sup>け</sup>け<sup>け</sup>の<sup>け</sup>り<sup>け</sup>  
清<sup>け</sup>前<sup>け</sup>の<sup>け</sup>夜<sup>け</sup>お<sup>け</sup>く<sup>け</sup>出<sup>け</sup>く<sup>け</sup>一<sup>け</sup>時<sup>け</sup>け<sup>け</sup>の<sup>け</sup>り<sup>け</sup>は<sup>け</sup>お<sup>け</sup>く<sup>け</sup>  
夜<sup>け</sup>に<sup>け</sup>あ<sup>け</sup>く<sup>け</sup>れ<sup>け</sup>く<sup>け</sup>後<sup>け</sup>入<sup>け</sup>く<sup>け</sup>たり<sup>け</sup>は<sup>け</sup>れ<sup>け</sup>  
か<sup>け</sup>す<sup>け</sup>い<sup>け</sup>と<sup>け</sup>せ<sup>け</sup>連<sup>け</sup>門<sup>け</sup>より<sup>け</sup>あ<sup>け</sup>い<sup>け</sup>と<sup>け</sup>終<sup>け</sup>ら<sup>け</sup>れ<sup>け</sup>お<sup>け</sup>老  
て<sup>け</sup>二<sup>け</sup>時<sup>け</sup>け<sup>け</sup>の<sup>け</sup>り<sup>け</sup>あ<sup>け</sup>く<sup>け</sup>生<sup>け</sup>出<sup>け</sup>く<sup>け</sup>十<sup>け</sup>世<sup>け</sup>ん<sup>け</sup>の<sup>け</sup>は<sup>け</sup>あ<sup>け</sup>  
に<sup>け</sup>系<sup>け</sup>り<sup>け</sup>之<sup>け</sup>舞<sup>け</sup>踊<sup>け</sup>は<sup>け</sup>事<sup>け</sup>お<sup>け</sup>ひ<sup>け</sup>た<sup>け</sup>く<sup>け</sup>系<sup>け</sup>信<sup>け</sup>  
此<sup>け</sup>諸<sup>け</sup>人<sup>け</sup>に<sup>け</sup>い<sup>け</sup>く<sup>け</sup>是<sup>け</sup>を<sup>け</sup>み<sup>け</sup>る<sup>け</sup>志<sup>け</sup>は<sup>け</sup>く<sup>け</sup>何<sup>け</sup>り<sup>け</sup>と<sup>け</sup>  
大<sup>け</sup>息<sup>け</sup>傳<sup>け</sup>き<sup>け</sup>汗<sup>け</sup>をか<sup>け</sup>く<sup>け</sup>此<sup>け</sup>あ<sup>け</sup>い<sup>け</sup>と<sup>け</sup>中<sup>け</sup>々<sup>け</sup>ら<sup>け</sup>る<sup>け</sup>は<sup>け</sup>  
我<sup>け</sup>丹<sup>け</sup>宗<sup>け</sup>此<sup>け</sup>法<sup>け</sup>を<sup>け</sup>す<sup>け</sup>り<sup>け</sup>ら<sup>け</sup>ん<sup>け</sup>に<sup>け</sup>の<sup>け</sup>に<sup>け</sup>送<sup>け</sup>る<sup>け</sup>實



報花王の少く我物と云ふべく志す向人の墓小  
向らけり十地志んすんの光化和く山の林藤  
に子久鬼川の凶害をふせりんとて鬼は  
にしき鬼子とて日を暮し皇帝の宝祖をち  
らんう為小雪降き谷より七夜を明れ柀也  
まの志礼り至吾あ冥白の後す祐れ水の  
りん所志をくし詠通く所骨の志と祈りもさ  
か為山の七ヶ日家主人に衆衆しとてか  
ををらたすてを涙をかりとせ免その事

に至ん中小狩り乃三願有り方一願  
八王寺の社が山のふきり近回廊を三之氣  
徒の衆社の時而露の難をしせく危  
と也木の願まの山とたのりさしと  
我山の山僧小三の山の衆務の間お雷雨  
露にありをりて向人の命をおはさし  
回く又八王子の八所坂の回廊是又誠小  
此事にありふらむは礼も一寸に衆生すよ  
い多くすととりがしされとみれあく為小



か川へは是をあやもみと和光回塵のけ  
川急んとして木の林原小杉をせ志めく流  
ふちか流のふゆものをとあはれきんとせし礼  
は回廊乃願とうけかほく免は色かへん  
次五人の娘王志布一の美女をりく田采の事  
はあまた此願の事の中に流るく物しれかり  
せ免との思ひの物より少しかほくはむ怒る  
色くといふより接改冥白の西娘にちにい  
左旅の憂くをらせし所勢をあらへたすあつた人

多かりに此願よりくおたけりされうけかほ  
く免は流のり次小大殿北北のちん所下殿  
小若翁志く子にまゝむむよの於此事又  
因くくいとあしく思ひを承左の何れも大  
殿下北北政所ほしの人を我中殿に重きり諸  
人加さう若に多しといふくこれに同産せし接  
さる(き)乃事かかきもも也一此歌の中に八  
王子八講にかきくは佛事あれと承うけかほ  
くめは今生おかいえを叶う後生をたす



けきんうい思ふへかすまふとふたや子乃  
眠かんぬ心ちたりたれと左出たてりあしく  
思ひ給ふめたりと後みち武士小僧の家を  
馬の初つめにきさせ志多し多くきんかか  
むり官仕せんとうい出給されぬ三千衆徒かく  
なく本山へ移りければか免れせんぞせん子  
十も天をむかひ地をうあつん則衆徒乃  
うれいし物も志うかかふ衆徒子とふと共  
のいさる天劍系身降り諸人は是をみよとてみしか

たぬき多れと左の己子の下に大なるかひしけ  
乃口もりのうを屋ふれと血流れたりみち人身の  
毛だちえがそろくかといふ中かく是ハいふ  
我々の事この氣かかす定業除てつり家  
力及よれとく山王の勢強む是を起  
の勢強む北乃政評の心在中いっはり  
ちりらん肉あしに水身の毛立水流るれとかく  
水の中つりい川あつて流たらぬゆふかき秘より  
水子此かかすきに人目をり流る勢強む人水



下向河内志乃程出れりしれあきとされ侍も父  
母は是のつ子事大詔の忠とてと我を侍り  
は神罰かきり何事なれといのりも叶て  
治すりあひぬれもは納受かき安んずるのさいこの  
以祠し何れかむつゝのさりれおほきよくとは  
より侍られと去ぬ徳元年六月廿二日大詔の先  
た也たすいゝ給ふらせは勢給ひたり河内二十  
八日大詔にたけくおしけりしつゝ死人を  
ら勢給ひりれ共き免やか事と急なるり不  
あれと由命をせかきせ給ある侍らたか  
から危き由命也四十八日不中もたせ給ひぬれ  
先たせ給ふり口をく時不免と何しや  
かりし由事也此由病かん病もなる人由志あふ  
人をも由前ふ人も立急侍りきたるるみぬ程  
此事にたたく大おはせたり入り権もなる  
き孫もあふりあり大殿是を由らんして由流に  
いせはせ給ひ侍りぬい免くくかすの大明神  
此由をふくかき勢給ひたりせ給ひるる



事お終り侍礼ふ礼なほ山王大師の由との記  
しるの終みち世を早ふしゆかふ侍所の事を  
に侍所をうらむる日格しゆん定業かまひり  
あり命を中すとお終かひま事をし中まかほ  
くめされぬぬのがひたししきぬめをりとの加  
だちたなりしと終り(き)やう仕かつんと中ま終  
終ひたりぬれと由納受たりぬ礼終りや念ふゆを  
も進志えさせ終ひて入格事をいりにたり其ゆ終  
此中にまひの儀此事冥白あつたれさせ終ひぬ  
るう(ハ)けりす小及をす八王子の由いよとありぬのく  
しして後二条冥白あを八王子乃うしあゆの由子  
比大をん志やぐれ下にあええさせたり終りぬ  
あり風あすさゆの夜まおとにけん志やぐ重く  
ありしゆふしみる(ハ)かひまの終りを上とあゆ  
終り目小みしゆ終りけりあ終り上下諸人  
かそれあゆしゆ所に當ありり小つまよあせん  
まふれあゆハあゆ二条冥白ありちみちと云ゆの  
也山王の由いよとをてあかく志えこのちん志やぐ



乃下に由免るれを此より一年いへんとして左右  
此社をかりとふ所をありたまふ宮仕是を起し  
之大殿へ由のより中由ありとてかたは實  
否をみく由ひれとて侍き人其名を氏誠にか  
ひた、一くねめくあたとす進共一定冥白友と  
志り齋せんとたひもあ呪所<sup>い</sup>に由子いへたう  
川里といふは由の家をい志れりやいなを二条殿  
白よりみちといふ者也山王の由の由とをりし  
く志といふに中有まてしゆんくを此大けん

登くの下に由免られを其故は大殿の北乃政所  
に改みちる為に由らんたてさせ給ふ中に八王子  
此法花八藤うけおほめく之後生菩提をた  
すやんと由成しやありしをまみち死したるは  
とてつとめられさるに上る由の大けん<sup>と</sup>くの下に由  
めり由もん石にたすまはと人ありしたるは  
神に祈り由不誓ふもたすの事ありとて  
件<sup>ハ</sup>の八藤を法しめよ由の昔を此のころは  
由の教に由おといとてた所にもよめく火と



りなり何し加人乃にばけしよなりんある  
と申か登に先立もある家身比六けうの侍と  
あすしつはりちししそ子詢と此ようを中せ  
とすのりしそ返志はくしりあは給し侍も只  
今みまらあらしして左右乃神を志行し何んか  
くくしそ詢りそ此うしそ中せ大坂修し何ん  
じ一初乃程をこし命を免されぬるしと云  
程又あのか由かんとしあそ口をしあは春日の大  
明神とすしそあは給しぬにあそ同一氏子と申な

のり炭白小の月ら程乃りのをすくさせかしし  
そ是程すすそ物ふくせめあは給し事生し世に惜  
くいとくそ記たそあは給し礼共かいか事  
しそ程乃りなる扱ハ海法とあしそ日別小供料を  
何んそハ海を治とあした七日と申る小炭白炭大  
石ん石の下をのりしそあは給しそ此系雲に乃り  
西を治しそあはすしそ大坂の由所のうしそ大  
きしるあは給しそ空ひらるあは給しそ恐るし  
と七社壇現乃由風情た乃みそり新しそ八王子境



現の本地千五百廿九の由あり也。家法華八卷  
七切徳にともた。今極東洋土へ齎りし由ん安  
く思ふはとをまきまかりやありまはるは危しと  
言志免し給へは大殿庭上おけり。出た勢給ひ  
之西へ新紫雲に由るを合せ我をり同くく  
具しはかば勢しとて人めりはるは由るを上  
ておめまきけむ給へとかいふ。其後加の八卷の  
たのふ由家依紀伴國田中の庄をせよせら化  
たる老が不定ありわあるす親小先立ましとて

事いありれも生死のむきてふ志しとてあはれいは  
んとく免んまんのせりんと地くまやうの大士力及  
る事たれと志いくそく乃山王あさけらく加うふ  
くし給あへしやあれもてくう利をり乃ほす  
たんあれと物言たり免き勢給あされはむの  
しより今も山川のせせうはかそ給しき事  
とあはれ中修(たる)

高松女院御隠此事

安元二年六月二日高松女院かくれし勢給ひ



永年三十三是は鳥羽院才六の姫宮二條院の後  
はくたつしきしき永萬元年に西の二十二の西  
家ありまかほり乃由はまてりなき人よそ人  
かきみきり事かたりなき

### 建春門院御隠之事

同年七月八日建春門院がうけし勢給ひぬ西歳三  
拾五是は左大臣時信の由娘也法皇は女御當  
帝高倉院の由身なり先の西の由を  
けいさんとて西ありし西然即して何り事也

四十日に本宮小糸りはくせ給ひくみんあんちり  
糸のたぬ小胡飲酒と云まむをすはせたはくま  
あふふしかた大雨降たりあれより音をとも免す  
也れく舞あり世人へはくふ爾ふは権現も免  
ささせ給ひたりや去去の由たも由身の中へ時  
しく世の中ありはく思ふらるる人ぬる十日  
院号を由志とい何り今日此節より由身家何り  
夕に世常の乃よ越え給ふ院中乃由款中し  
かわり也て下をさり何んの世人へを下はるかり



タ孔ハ中きりやう乃乃小世つ志願し然んばん  
をたふるもれり其の折ふ一伯耆乃其つ  
云乎何その玉大加乃庄を免されと歎きろ小  
院の中歎乎至うやく初道く人の中免す海  
中さしならとまきんせんつわらちてせ川  
然んたんとといへともくくと三度まで院の中前  
ちかく糸りえ大座とともれぬと中てけりい  
り院名のほよ入る勢給ひと彼大座を返給  
ひたり

日吉神輿入道間頼政回答事

同廿七日六条院崩御かんとい十三故二条院乃  
中嫡子悲しむ中歳廿歳りて太上天皇の号号り  
何りかとも未中元服あらず山明御也ぬ教あはれ何  
はれ也治承元年丁酉四月十日日吉の中祭小  
て何るへりなる大氣うらと申して十三日辰の時  
小志あとい吉七社の中輿をかきりきり申たう  
つり上きて八王子宮人十せんく赤の三社の  
中輿をちんたへりくさくきてと流をうを流



罪きくは死にゆくをう川たすうんを西坂奉  
けり杵起れ法にか茂河東たすのま  
か院法藏寺邊小神人宮仕志す侍人し  
志を上てすけふ京中白河乃死せり奉御り  
まりと是を指する是小法きて祇園北野  
二社社名一社の水輿をちんたふりた  
まら其時の皇居、里内東か院殿をとり  
けり白王令境縁に石塔をたすりを神輿  
何十日のまりまかやまて日月の地まあり

能とあやゆり一系を西へ入る方みひる、十世  
くの水輿十ふ二系かた先宝町邊小をつ  
せめいたれ、源平の川いもの四方乃ちんを  
か、光たら其と子平氏の太將軍にち小太  
乃内大臣重盛公小の事あり、此、直系  
矢か、十、か孫川、の太刀をまて連禰、  
毛の馬のちくたさう、印小、黄、あ、り、ん、乃、鞞  
置、之、系、て、伊、賀、伊、勢、西、の、已、の、と、共、三  
千、奈、務、相、具、く、東、表、の、左、衛、門、の、ち、ん、を



かゝのたり涼の兵庫頭頼政、政文、政文のかけ、  
ぬえ上をりてひかとのよ、後ひよまりぬの  
そや小せ、後のろ乃真中よりか人ぬすの、い、物作  
りぬしちかり免志りおはすな、かけある馬、  
白くろもんの、勢、まて、つたり免、け、く、原  
を、授、背、競、唱、とて、一人、當、千、の、は、や、り、か、の、で  
つと、三、百、宗、人、お、果、し、く、わ、ち、ん、の、か、う、門、を、も  
か、り、免、ち、る、神、輿、か、の、門、より、入、つ、を、な、る、を、  
中、へ、け、れ、頼、政、さ、ら、う、つ、い、の、は、て、神、輿、を、

致、座、し、ま、る、う、し、を、み、せん、と、さ、る、より、飛、り、り、て  
う、し、を、ぬ、く、大、將、軍、か、く、は、れ、家、の、子、帝、  
下、三、百、宗、人、皆、甲、を、ぬ、く、大、し、ぬ、是、を、み、く  
松、何、も、ん、と、ま、い、ら、く、は、し、く、を、し、く、ま、る、頼  
政、を、帝、も、は、渡、辺、の、丁、七、唱、を、免、し、く、大、し、ゆ、の  
中、一、使、者、を、三、唱、と、せ、て、三、七、三、七、三、七、三、七、  
た、と、この、白、く、す、を、け、あ、る、禰、衣、乃、を、免、し、い、切、  
た、化、に、黒、の、か、と、の、大、荒、目、の、を、免、し、い、乃、か、  
物、打、た、る、に、為、す、の、草、の、走、り、よ、乃、太、刀、は、す、



今誠つ終る事や此後のもす入る事一にわが  
ら多きをいひたりしそぬりも免赦の事になりふ  
とあつた大老とりそへたりかきある馬の子とく  
たふすしすかから鞍置き其乗りも御心  
既小をつかせた馬を能て下り甲を左のうて  
かけとちしり直して馬のあはれをすまはせ  
之中をあらわかきそのか向をを源の兵庫代頭  
頼政がえろれとの大衆の法中へかせとの昔は  
源平両家左右のけいとのあはれもか勝

素のさりし源氏にかあとの保元平治よりこれ  
段をて、大略の事かたかりしをさしあま  
たむ親身にさるゆより六孫王の末を頼政  
一人おそひ山王の山通りし入るに  
其間山間公家おとすかたわろ替はし  
源平の友兵四市れちんをかたむけし  
其人を家りゆにさる王土をもしはれあつ  
勅命をたひ杆せんも其忍れあつにきてな  
ましはし此川をかきのさる今度山川乃西



せう利うんの條勿論小の事程乃乃匠いあを  
よせすもいあんにい其上頼政といさ山  
王に政をかひけと子之教いさとも木の門  
よりあをいあにいくいはより神威を忍れ  
奉く由樂を入糸く物いづん倫言を加後く  
以教とか何り倫言をかりんとして神樂をよせ  
此をいあ冥れ照鏡はよりあをいあ走んた  
是に起いすれりかつらすい小寺内大臣以下の  
官兵大勢にいくかあ知るる門をいあやふせ

給いあていこの小勢は氣をいあ後くして入る勢  
あいぬる物のあはれ山の大家あめよりいんちを  
いありかとい京いんちの口のさかあはいあ  
いづん事い山乃由谷おまやいづんすういあ川  
殊に天聽をいあ驚くをいんと思いあはれい  
いあ共東西乃多勢の門をいあ下せ給いあ  
いあを給いあいよく山王乃由威光とめてた  
ましく衆徒の由をせうも志やういあいあ  
いあ人事今一平味にくいあはれは御樂を















一丈矢しかほすあるかたをうらむせえとひきて  
志すかめてむすこしより大なりして雲乃上へ  
ありこれに化をかふらの事かを詠きて上へ  
のる志しちひき飛さのち頼政是をみと二乃  
矢にかたをえくいういしむきに初きてきし  
何とを射たりいふのとす中をわすつても  
としたりとといふ多しと見えはえありたよ  
と矢はひむする大上天皇御感乃何なり小衣を  
一重かつけし影をえしすんとも中前のすはは

をかき斗かりあり出候二月乃たの何まことの  
事なるに左大臣志すをなすしひと  
五月をみ名を何しせる今をたしと色をねきうけ  
られ多りたれ三階右の初きを川子て左の社を  
初りけと中衣を給とて頼政小のむいあれと  
六月をみ名を何しせる今をたしと色をねきうけ  
とがしこのしと給いたりたり昔の揚雄と  
雲の介にかりを何しと色をねきうけ今をたしと  
乃中にぬをえ多りとそけのたより是はいふあり夫



取之もからいしかー 敬道の方にも登りし事、木の  
小乃山王に託をかしつけ糸を多敷きよのかい  
免たる門よりあさけをく登りて入糸ら登ていつて  
志くかか然ハ加すつ子多あくやくと乃志り  
クハハ教業乃大衆むと托をりしるる屋のそ  
神輿をす免をて内大臣重盛に加し免しんたる  
左衛門のらん、於お入りり宗院致し神子な振をさる  
是始也内大臣内軍兵家かきしと馬のふつをみ  
をかしへくお勢死をりし礼を大し神輿を免

トしとれし入らんとするものよりか、根せき出来  
之武士矢をけ多し矢十せんし此田輿に於川神  
人言人宮仕一人夫小何たり死ぬを弁きんをうむむ  
者多し神輿小矢たら神人宮仕いお致す此る  
く、白志めと音を上とあめたさぬ致をんせんすても  
かともらじともあ、た是をすむせん上下を  
く、針は毛よる川大衆神輿をちん及小物置をて  
流、本山、ゆり登り小たり折加乃豪家ん托せう  
ゆりく、後白河法皇に参りたり、たか小折、高南殿小

一本掲唇



本出御のり殿上人をとして何者かしは尋ねり  
り系山僧はのこつや加うんとと者してはと巻  
以扱と山川小つゆりせんましやあさんあはれの礼  
山川の加う堂の庭へせんますむむ極まらふ今  
せ扱せう何とと扱せん多ん何ととせう何と  
さる加う雲ううを地ふ川を山川の中ふは異る  
事うせん山川玉をせんふはにかりやかしの  
多ふ下をなせんふ事はくはるあまふ三ころの  
せん下をゆふは大方うせんは夜ふ三千人の衆徒會

合仕とをせん多うけせんを扱せんみま入世扱と  
て二三人をうてつを扱せんふはにかりやかしの  
扱せんういあせんふ石を一つとちて扱のせん志り  
を加せんくあせんういてせんと同窓あせんえせんめ扱  
にせん海山の大家あせんめせん礼之屋と中て扱  
せん七扱をせん下扱せん志るせんをせんとせん  
せんあせん志るせんせんをせんはせんせんは山  
此定れる法をせん執定せんせんはとてせん画  
てせんせんせんせんせんせんせんせんせん法



皇兵之入を察かきしめてとくくさらはけ  
り山門をせんきひしむ推し出たちて衆  
せん侍礼と修下さるかや云勅定をきりて  
同席十余人をかしくらけよせて志り(の昔は  
初たたれ小袖をとり川えたかしくら川  
たりきり以上二三撰人をとりけりて  
くらの原志りかけかのかく云云  
かのれつ物せりのかひしをけりめり  
やう一時志りきり同席共為り後したる

車よりれと一同かむりも中各別々礼法皇兵  
入勢ありしきりて當座に勅裁をきりたりし  
かき雲向しとをきりし神輿の川事藏人左少  
弁位をきりて先例を大外記出羽守元と  
るを少尉らら保守四年癸卯七月神輿  
し時座主の修く神輿を東山の社送り  
又保延四年戊午四月以入洛之時と祇園  
に修く神輿を祇園へたよりをらると  
に殿上はと像とせんきり今度と保延乃例に



るへくとも神輿を祇園の社へ下りしむる  
此より徳令一同は定め申されりし末の刻  
小及ひかしの社のおまほ檀大僧知澄澄を以し  
と神輿をむしりしむるより下りしりし  
澄澄中中されりし末の神輿と申はて下りし  
乃すいしむるをんんの異神也白蓋小  
塵灰の中よりたるときて當社へ入る事志や  
く世の事をしかる下り王法は是佛法のかこを  
もつて國土をばりし給ふ所をやはされし昔は  
天皇の時弘仁の年に諸國似僅疫病に下りて死  
人甚多をみて其時帝民を何れし給ふ由志  
あつて諸山諸寺に給ふをいひ給ふ給ふ  
々礼も更に其志ありしむるは帝思を  
あひてえん山の鬼徒は給ふ是をいひしむる  
り宣下されし三塔乃大衆會合して此事いひ  
あつてしむるより日をいひしむる  
してしむる事ハ何れ共死しん疫病をたちしむる  
い乃ち事いしむる及げんされしとて辭し

天皇の時弘仁の年に諸國似僅疫病に下りて死  
人甚多をみて其時帝民を何れし給ふ由志  
あつて諸山諸寺に給ふをいひ給ふ給ふ  
々礼も更に其志ありしむるは帝思を  
あひてえん山の鬼徒は給ふ是をいひしむる  
り宣下されし三塔乃大衆會合して此事いひ  
あつてしむるより日をいひしむる  
してしむる事ハ何れ共死しん疫病をたちしむる  
い乃ち事いしむる及げんされしとて辭し



大い王命を指すくふ似たり志んた心是きやうけり  
としよ事としり又佛法の感々んかろそくあつ  
祿と飢饉を起れんたりとりあつ家山乃医王  
山王此由カクそ志りそけるはさ致すまあれは法華  
經を講しきてま祿じつりしとせんまはる大  
衆しつりつり大衆中より法華經の諸經乃王な  
れ共護國護王の方法安くまなるさんれ記せい  
仁王孫に志すはあつ仁王經を講しくそ志り  
をそりし中れはむし同しそ三千人の志也と

丹誠をいたしてせん中堂大の堂文珠樓  
はく七日此間ハ十四万七千余座乃仁王講を講  
讀しそそ供養といつりあつ座すとせん記は  
由經すくふ本地いそせん此乃由前はと講し  
まら供養ハす心志也く山王の由室あはくそをらら  
座すとつり大衆中より誠ハあつしとて地主十  
せん一の社乃んはと供養あり此は年月の由の  
事もやせん志すはれもせ免られそねや志ぬる  
その心志る歎す志んそあつたなる親と其







て三社の神輿を祇園へ入るる神輿小三所の矢を  
神人をしてぬせられた大泉山王の由ありを京つり  
さしきりしにまいる事永久元年より小の  
さすふも度也武士もてぬせり多事も度  
也志のれもぬせりく神輿に矢をいたて  
多事ぬせりしにまいる事ぬせり人の手とほり  
神輿の苦害かたきすかこ流すにへ相ふたて天下  
乃大車出来ぬしと控かといひぬせり十四日大泉  
猶今よりぬせりしにまいる事ぬせり主上腰輿

小免しと院の所法住持者ぬせり内大臣重  
盛公と下供奉の人、非常けいふはと直衣り  
矢がいと供奉ぬせり左の雑賢はとすたて小  
ぬせりえひり負く供奉せり内大臣の赤ひり  
くぬせり此か後とすのこしての中宮の車に  
ぬせり所禁中の上下かとりすに記京中の  
ぬせり中とへり冥向以下大臣諸々殿上の侍  
ぬせり池系る裁報通し此上神輿小矢三と神人  
宮仕夫小ぬせりと死に鬼徒多くすんをかす



上今たな山門乃めつぼく木のとまかりとて  
大宮二宮以下七社加う堂以下の諸堂一宮  
も乃さきんをさけふひく山野小すしとる(子)  
ら一宮小せんたすしとさあへりれ山門の上縁を  
のして衆徒の中衆の成敗のへすしと 信下す  
十日に信下不勅宣を奉る子細を衆徒におふ  
化んたの山門山にりしと改め衆徒をいりて  
かして追返す信下不色をうしとさしと近うる  
院より志めと依ふに先ん為す大衆乃うつすを

遣はるさしと乃勅使とてと山にりしと  
信下不礼をさしと公の申しも殿上人の勅使不  
とん中人なり みる辞しと礼をさる平大納言  
時忠を乃とす中納言右衛門将にとたしとけち  
を登山すさしと 信下不礼をさしと時忠の心中に  
むやくの事成とかりわれをさしと君の信をむたの  
しは上か川の家のめんほくありと存してあはに  
知るの事と出立あり約十人衆を折と雑色とよ  
あ川清守にさ登山して大か堂はたはた



た礼多りぐれと三塔此大衆蜂のあつくたこて  
向いと院の谷をかためさけりいそんしゆん  
かゆりもぬかい多し記なりとらか乃先あつん  
時志今多をうしそん多あしいをそし向きれて  
三たり多衆徒時志今をみそいふく怒をな  
しそ何の故の時志益山はしそや返し音性  
也ふしそ也既小山王大師の由敵也十も屋ケ下  
大衆の前より山しそ志や冠を打落しそ足  
ふをいそりてしそを切く水海のは免しそ

あふ小はしそり多をたそとりあしはる侍り雜  
色もいほちよし初思らそみれ近うせぬ時志向ふ  
かと思けれたれ多しそとよりしそ人にも礼の中  
免んほつやと思をれりしそか加ぬ辨にそ乃給  
いそらと衆徒の中より氣充いほれ所り但人を  
換りの君の由敵にらるる非例を訴へ中さそ  
しそつそ由敵報返しそ車國家乃法ありし礼  
とり今由敵あつたりしゆりさそ上は免んそ  
志多し強くいそしゆりしゆりをあけさそやして懐中



より小規を立出でて兼仕を免して名を入  
させと多し紙をひ紙けて二行を書き大衆の  
中へ投出されたり

衆徒致盃惡魔縁之所行カ欣明  
王加制止善逝之加護也

大衆是をみる各無入之何れよりありたり  
之加んしつへ老僧共いふちかきかきして  
たひたしうと流ら大衆のいふもあま川より  
ク礼はほすれ中納言述下りあひけり其時

近隠れたり流ら侍雜多愛加し木の荆棘乃  
中か出来と主をりてなりかし流まで下向す  
たこおれておみ一紙一弓をりて三塔三千人  
此愁を体の流中山上の乱を流らたみお何しす  
虎の口をたのれ公私乃社をたしむる有かこ  
この事也山門の衆徒は護向のかやいすし  
牛のし整んつれ理をり知多り多ふしきいて  
品成奴あつち(戸)しそ中何の礼なる叔時忠令院  
乃由前衆られ多りたれはすても衆徒の氣は



つと取つて山王の御りも大方よりかゝりも  
中より及ひ山王大師多し其考せ給は  
かりしをいふに近下といふに山王裁報の  
くんと奏聞せし礼多し法皇力及に給は  
はしそ加賀守師高流罪及に張國一流罪  
此より宣下き流狀云

從五位上加賀守藤原朝臣師高解官追位尾張  
國職事權中納言光能御上令別當忠親  
右少辨藤原光雅御光雅左大史小槻隆職作

官符ツイラニ參議平賴宗郷少納言藤原維基小參  
靖印官符又作云檢非違使右衛門志中原重成早  
追遺配氣者今月十三日叡山免徒解日吉  
社感神院等神輿不釋勅制乱入陳中爰警  
固鞏相禦山黨之間其失誤中神輿車雖  
不圖何不行其科宜仰檢非違使平利家  
同家兼藤原通久同成直同光景田使俊行  
等給獄處者平加賀守師高流罪并奉射  
神輿官兵二人禁獄事今日宣下訖件間



事之通遺之以此之此狀旨可令披露山上給  
之由氣候也恐し謹言

四月十日

權中納言藤原光能

執當法眼御房

追申

禁獄官兵交名山上令不審歟仍内々奉紐相  
尋究所交名一通所被お副也禁獄人等平  
利家字字次氣若薩入道家秀孫中務丞  
家資子同家兼字字也筑前入屋家貞孫

平田太郎家繼子藤原通久字加藤大同成直  
字尾十郎右馬允成高子同光景新次郎  
兼左衛門尉忠清子成田兵衛尉為成田使  
後行難波五郎也加藤に平書たりける

樋口富小初焼亡事

廿四日亥七刻けりるに樋口富の小路が火出  
来りたる辰己の風けりる吹く京中多く焼た  
り照定公の布り川殿忠仁公の副院夜冬嗣  
大臣乃深殿よりすけふの西三條具平親王の



千草殿高明親王法皇平比古子院北野天神の  
御梅殿神泉苑鴨居殿成行のとりて  
名所廿一ヶ所公家の家拾七ヶ所成行殿上人  
諸大夫の家と取を志す成行以後はと大裏の吹立  
けと朱萑川成行のけりもて應天門會昌川大  
極殿豊樂院諸司成行省大学寮真言院と  
焼亡に成行なり家成行の日記代成行乃文書資成行統  
具七ちん万成行けり成行の成行灰ちん成行とありぬ人の  
焼志ぬ事成行教百人牛馬犬のたらし教を志す成行

焚くしと却三分成行下成行成けり成行樋口富成行比成行水成行成り  
すち成行之成行不成行成成行其成行方成行を成行す成行と成行大成行裏成行へ成行車成行を成行ん成行車成行か  
ら成行わ成行む成行と成行し成行必成行ず成行恐成行く成行と成行ハ成行ソ成行を成行け成行り成行お成行し  
多成行事成行ハ成行何成行も成行す成行初成行と成行ハ成行山成行が成行猿成行も成行不成行ほ成行く成行松成行り  
火成行を成行ほ成行け成行り成行ら成行く成行と成行り成行て成行成成行く成行と成行そ成行人成行の成行苦成行み成行を  
何成行も成行し成行み成行ハ成行ら成行

大極殿ハ清和天皇御宇貞観十八年四月九日初  
と成行成成行け成行たり成行タ成行れ成行ハ成行次成行子成行正月三日陽成院の成行由成行り成行位成行ハ  
豊楽院成行と成行持成行育成行々成行元慶元年四月九日事成行は成行り



免所り同三年十月八日所より出されたり  
後冷泉院由宇天喜五年二月廿一日又焼小寺り  
治暦四年八月二日事はしめ所り同三年十月  
十日上棟所り出されたり所より出されたり  
後冷泉院に於ては給ひ所より後三条院  
中時延久二年十月廿日作されたり所より  
會所り出されたり文人所をとり伶人かくを巻人  
今と代す所より國のちり所より(と又作り  
出されたり加とくや所むとそる所り所へり

時忠公被立山上勅使事

治承元年五月廿日天台座主明雲僧正公清を  
と免され上藏人を法かしくそ如意端此山本寺  
を免し後より山持僧をかひえそそ所より使願  
此法のいをつちそそ火のせめ不及今度神  
樂をさけそそらん所より大衆乃張本  
を免するかのまに座主此山坊所より師是  
成傳藤此間持乃志ゆくあそそ川徒此大衆  
を和よりいそ持せしをいたすそそ所より



車小がよき西光法師父子さんそくの周  
法王も小僧も小僧もあま重科小僧も  
う思存なり明雲に加るよ法王の御  
何よりこれに印鑑を返さる座主を辞  
中より十日七宮天台此座主小僧給ひを相  
院才七宮故青蓮院大主<sup>僧</sup>の御才子也十一日  
此座主御職をとめらる内くはあんなひ  
二人川平水火の責小及ふ此事小して大泉  
奏臨を上ていすといふを奏給ひにたす

きふくこれに内裏あつひ法住寺殿小軍兵を  
河川のりる京中を妙さひま河(と大后公の池  
各九の此座主といふに河の尾きせんたと大政  
大臣以下公々十三人各内く七人の座小川まで  
定ノ中さる八條中納言長方々を時と左大弁  
宰相とをかひくはる中々らに法家の勅中に  
何く死罪一等ををりく是を流せむるを  
といへは明雲僧正の御家急学洋行拾律の  
上大乗妙典を公家にはけある明王聖王に



と一乘四宗の中師範たり大上天皇より曰く  
受戒の和尙なり由經の由戒師重科に於れ  
む事之實の照視りをかりかきしを俗遠流  
をわらさゆをきかきと所所を中されんは  
十二人の公々かのく左大寺定めの中さき御  
とやされしを法皇のいしををりつるを  
々礼の極流罪に定り是に於て三千人の大  
衆小大禪堂と名し三塔會合して是あり  
其帖云

告申自大象中可被遣入道相國許事  
夫座主明雲僧正者桃法燈於三院之学稼灑  
戒水於四海之受者顯密之大將大戒之和堂  
三觀之際必專金輪之久轉六時之次先奉祈  
玉躰之長生誠是佛法之命也三法之守也爰  
興隆之思深援九院之朽梁護國之志厚  
而却六臺之山徒依之法侶檀修学思黨  
隱天弓已運修羅道之巧而飾護國之道  
場豈非為山門之奇異哉然停兵俗之具



而殘法僧之具寧非朝家嚴制也為朝  
為所治者也明人也然有一類謗家而所  
忌也成創痛矣是不被糾是非不尋真偽  
預於重科蒙流罪之條非是君有偏非  
是臣無忠諛矣酷偽言之巧故也諛曰  
鏢荒金毀言銷白骨此謂欣柳明  
法道之勤狀所載三箇修事先快修  
僧正重全以非前主之推印代令主  
替補未任自由唯鬼徒探畧量而申

乞貫首之職然先座主依為二宗英花  
至於一山之貫長是只衆徒之採用也全  
非自力結構也矧雖有犯過於赦免也  
後者非所糾法量何由無罪而被赴  
勒責哉若本自不可虧情者何於其  
既可被補吐主職哉次成親卿新詔  
榮起之中然以無實也夫未寺未社  
之訴者非始當代皆是往代之例也  
或將斷根本之常燈或闕垣規之



祭祀依之受束所之愁新而及本寺  
之悲歎烈大師門徒之習皆成之教  
納者不歎三聖之威光消誰輩不悲一  
山之佛法滅衆徒三千之蜂起何被  
引至主一人之結構哉何况於先生主  
者大畏勅制而頻雖制大衆蜂起依  
殘愁新尚以蜂起也矣抑於成親  
御師高者瓊瑾何事哉於今度事自  
始固雜和禁制及大事者不拘禁

過載三社神輿而參九重之金闕曩  
時之例中古之法也厥皇化者專天  
下太平贊首者慕山上之安穩且下  
可思矣者可量有伺事者可有亂世  
之基乎豈勸騷動於三千人之衆徒  
招朝勃於一身乎凡大衆不叶貫  
者進止遂新詔之本意事先皇之代  
在之明哲之有之天之所懷不可支  
歟衆徒所為不可妨已此理歟為



義罪科之由緒雖奉度之陳狀於車依  
怨家之語而全不達上聞辨官隨奸  
人之謀不奏聞然間不被決理非忽  
蒙使廳之責不被紀實否俄定配流  
之國是傷人之言甚劔戟此謂放以  
好言而全人以惡口而損人者也故忘  
先例讒達之巧故也然若非奇處山  
佛法怨人之不顧所疵歟誠之思竟  
我山而法滅之期得此時歟彼旬荒

洛城而無實之咎達處聽歎爰鬼徒  
等悲佛法之命根之斷歎大戒之血脉  
失之氣如風間者師高行向二村之  
邊可天害前座主之彌天前後亡  
思慮且芳明德且為寂緩面拜罷  
向窓所而為陳申子細乍恐箇申  
先座主之許也夫根朽枝葉枯一  
宗長者衰二千之俱可哀非痛貫  
首之流罪且悲師資相義之斷非



○疵標與祗  
候之連層

措人名偏措法疵標與標祗候於鳳城而  
堅護持龍顏綴雖有重置之事何  
不被免於積勞綴雖有過去之業  
何不被置禮於戒師若无夫有  
證據者尤可賜正文也非返勅定  
陳子細計也又思信僧正事謂  
其无例者不及大海之一滴不足  
須弥之臺害而被寺僧進而申  
朝四討此者依為天台之依怙而

而象徒輕措流罪而已以此旨可被  
執啓夫國之理乱者任臣之忠否也  
若不被紀邪正之道者寧天子之  
守在海外乎

と於書たり事り大政入る是を引給ひて尤い  
と礼何れと思はれり此の事の中とあり  
と今亦さしなりと道と由風事とゆへ礼と  
此初より百進さり礼と、事とをり、事承し  
と出ると礼の事なり



明雲僧正被流罪事

廿一日前座主明雲僧正を以て僧の流罪の所  
かせり礼むとて交縁を免し返さ礼之大細  
言大夫後井松枝と俗名を法名と伊豆の國  
へ流さるべきよし宣下物するみれ人かむま  
中々礼事西光法師のむ志りのさしんを  
とけりかく約つれり其の京中みせん  
上下門下はあつり木をいきて用ひしり  
かゝる礼らいつりあつりよみよりせん

書きたるしりあり

本をねらみれしつちもふあつり山をせん  
するりのおたの記

泉徒西光法一父子の名字を書て根本中堂  
にかいせん十二神持れと神とありたま  
へるえんちう大おの山阿のちになあをさる  
十二神の七千夜又時刻を免るさあ西光  
法一とあつたの父子二人の乃多後しいた  
めしたやくと志也そしと教中を恐しあれ



今夜都をいさよと院宣をいさよと  
追立乃先いひいさよ河内坊小森りさよの  
りさよ中礼の廿一日白河の坊を出給いさよ  
豆の國の配所へ越き給いさよ有孫ありかかし  
け礼吹の道は三千人の貫首と仰られさよ堂樂の  
四方ふさふ乗給いさよ平河守さよある侍さよに結  
鞍といさよおを手にてはせさよいさよ川さよさよのり  
水さよふさよさよ志さよのさよ福ん珠のちさよ強たり  
さよをいさよ端さよとさよさよさよさよのさよさよさよさよ川

堂起入給いさよさよなれ給いさよさよ舟子人さよはさよ  
さよん川さよのさよ大衆もさよさよさよん友人さよの  
さよさよ追立さよられさよ関のさよさよありさよのさよ  
給いさよ河内さよのさよ中さよれさよいさよとさよをさよほさよ  
さよさよ夢さよみさよ心地さよしてさよさよさよさよさよさよさよ  
さよさよさよのさよさよのさよ給いさよはさよ是をさよみさよさよ上下  
泪をさよさよぬさよありさよさよさよさよさよさよさよさよさよ  
ありさよいさよのさよさよ切絶さよ所さよさよ所さよはさよ休さよいさよ給い  
夜をさよさよ何さよしてさよ次の日の年の時はさよりり



あつ川の玉手寺に堂を志すべく休むるは  
にきて海山の大鬼一人り取らん東坂を  
くだりけし十せんくの山前を集令して  
せん子くくると傳へし志んたんの天台山と  
長安城の正宮我朝の比叡山小平安城を鬼  
門也傳教慈覺智澄又師の四事を中に  
及らん妄真和尚の所の二十五代す  
天台座主流罪乃例を剛に未代といふ  
いりり我山に疵をいけつてまをまん三千人の

大鬼身を我山の貫首を命をいさし山王  
のまをいけつて石向貫首を取らぬまへし  
但追ふ二官人依送使所んあれはとりけを  
事雖し山王大師の由ちういがかつたのむち  
かし事故なく取らぬをくはたし今志る  
をみせ給へと三千人の鬼徒同小かんなんを  
さすまゑのんすあふ一人の物をい出来礼  
て堂勤寺わうくの桑系師此にさるは  
せに十八よりなる暫くをいれたり五種







とて河をいれ居るたる志候かきまの流  
地小河小ちうりし中も河り或はまんく  
しちやち矢を勢乃湖上小舟子掉さん大鬼  
も河り東政本が河はりへはい之國寺の  
堂にかいしまゝ座主をとめきりけれと  
起いしちありつら道立の宮入りみん依送  
使りい川ちよろ行ぬらむるせふり座主を大  
お恐れ給いし勅勘のりのは月日の克りし  
河たしとあはせ時おくをめぐりす道下

河きりし宣下せしるゑに志はりくもわん  
らと危るしん衆徒速攻登り給いしは  
ちらくありし宣しなるは三代槐川の家を  
出え四時幽溪の流と入しりおのかしひ  
強く系宗し七女法をすれひ家山真下  
をれし思國家をいのりをも車かり持るるん  
川とをらほふ志とあのをき身は河を  
まる事なくあ所三聖り定之照んしあらん  
其志河しまんしりして遠流のを罪を蒙ら



是もせんせの宿業にまはせしつらぬと思は  
世を人の神を佛神とせしに恨みをも  
事かゝるはとていふ事ぬる哀れのけ  
くしあそ中敷しういふもとてあそい小  
いぢいりしあ深なる社も志ほくし中も  
をみをもたせしけくの大氣もみれぬも  
くをくしぬこしをよせし世をもと志は  
首もたせ三千人の貫首たりしも今もか  
極よありぬれといふくやむしとあはれ  
者

智慧ありの大徳もかくきれぬ我のけ  
りりほるをきつるくけかといふの志は  
まて同じ極もあはれきてあそわしめを  
給ふりたれらんあその中をれもけ  
物あはれもあるに西塔西谷の戒洋房の  
梨祐慶もて三塔の園にたるけ  
うわかといふのを大荒目なるを  
あそもて三枚甲を措きふれし  
大長刀の芽の葉のあそくをけし大氣の



中ふ中ひんをきくふへくふ新く庄主  
此山前よりいりて甲をぬき荆の方へかたし投入  
凡そ志し法師系丸をり長刀をわねふは  
西みひさをわく申す中りるにかたうふ山に新  
けふかくてふら新くふかきて一山に新く  
りばなれあかふんうすのまに新くあられいそ  
ふし貫きと三千人の氣徒ふかたりて流罪の  
宣旨をりやり給三千人の氣徒の貫きふかたり  
をりて命を失ふよりあふの然るあふむとく

中樂にのりあへしや庄主に山をむすはく  
此樂にのりあふまはれに庄主とて新く  
希りい思ひ給く祐廣樂の先ちんをのり後りん  
己の兒大氣新く人あとの手ちんあハ川かあゆ  
飛ぶ如くも登山にら祐廣樂の善宗に一度もき  
けりたり長刀の柄にふしの長柄とくあふる  
そみへたりあふ後りんあふてあふてあふり  
たれ共いしあふし東坂本をふ地を向あ  
あふとあふし大禪堂の庭にふす人をあふ



ふつれをてあははへきふぬ老僧共いふの事  
いふにふ有へきや曰はく一山の貫首とて  
ふきまはる今も新久人のうきうき  
遠流せしめ人を中違りそよふ取不取とて  
事始決いふ有へきむむとて傳はる事とて  
それと祐慶かゝり憚りてんかきいひらき  
はのいむ祓をいふをむたういたたふめ  
中々の恵良威をふるいふか一方方是をいふ  
念ふ家山は是日本世双の靈地とて國家の地

七山川の威光流はるんて佛法玉法牛角  
志ゆとの意趣も念ふに誠然とて佛法も系  
にいふてて世をりてかをうたふのんいふには  
んを明雲僧正の智慧高きいふて一山の和  
尚たり徳行無双にいふて三千の貫首たり志る  
を罪ふくしとて罪をふりて事忘るいふ  
山上洛中の誓り具福をん城寺のいふたり  
かたういふてあやふの時ふていふてんみ極の  
主を志つんの後よりかには堂なるの法とていふ



たれ三つ法の檀の上にとらは後のりりりたへ  
ん事ふたつた事ふたつや侍へたて祇園寺  
乃任僧ら密多羅王の宣をかへしせ山涼山の  
舟僧ら会呂天子の軍を防ぐ法の為し  
舟をよれし師よかたりと命を十川る事  
川氏震且其の何れ多し海山とて  
申連はくくぬのきある事遠初乃た家此  
のれかしく志もせん今な三塔ん張申るは  
たせとたんとく流罪給しれかしくをば社

られん事全いふな危きしにかつた今  
志申の面目めいこの思ひ出たるへしとる  
か乃たりのそと眼かありしをさうし  
海山の志由と是をゆく老ももりの死衣の  
袖を思ひし海山と一同にをうく主を  
かたきき東塔の南塔ゆ光坊へ持入らるる  
とらしき其社廣をら其名をらいうめ房と  
谷舟ら其弟子志くし律師をらし其其弟  
子はんたし後家汪記をら孫いうめと中りる



時の横関の権化の人々のうれはりたるかや大  
唐の一行安舎の玄宗皇帝の法とたむし  
川のちやまうして果をかゝる事有りたり共  
れ山へを登るまゝしりか人がたつたことと  
仙女のまかえしりるる唐女とらんしり  
蓬萊宮へ移りたるを記しあつくあつた  
中見の揚國志をめぐりて帝とわうれを  
たつたのちうけさたるを記し此程むね  
ふちしりてはあつたまゝのみにて

むしとせむしむし人の身とて拂難延命  
事受戒のくろくを志くまゝしりて一行安舎  
をめぐりて後戒うけりてまゝしりて  
これ共帝の法ありてあつくむねと  
戒を授けりてまゝしりて和尙をか  
れ法をたすし一切ををまゝしりて  
何れか身とて戒をすけいけりて  
記すし後うきみあしりて野  
坂宮とて入をり七日と夜并の淨戒



を河川に著る其比何人ありきんといひり  
大臣研心をさし侍らみとやうよく忠をこ  
しをいへ國務をさしとやと思ふは後  
あつては次をさしとめふおろし此事を  
さしとれと密に皇帝に侍るは后既小帝  
に二心たつしやうとやこく忠小出おれを合ふ  
一紙小を侍る事何んあり君とらとけ給る  
かすすと帝是をたし給いそを記お小出  
さし侍るん一紙又又侍る事何んあり何故

致只今さる事何んありはかひいりれとて  
否を知りぬんためおれとらひの侍るとの  
すしをわしまたの侍る書とるは  
よりを一紙に侍るは一紙とてより大唐一  
に侍るの上にはかひいりれとから侍り  
いと侍るも侍るぬんす書をわしとてを記  
比おれを写しとて衆ら侍る侍る侍る  
さし侍る書を侍るは侍るしとて侍るは侍る  
程に侍るしとて侍るは侍るしとて侍るは侍る











を内あひをい傳教慈覺は京流をくむ法  
雲一天におほい徳水四海にみたり先賢にも  
阿のりいれ後哲にもすれある處に末代に  
相應しあるそかふるきめを又後くも我の  
あくく孔昔れ録山に一紙をきんそし  
程をく免つししき人々の西光の明雲をさ人  
らんしそつはふわりし處をかし智臣かよ  
記中なるとつや大泉お危王をとりとめを  
るのそしつ法皇廟しめしつと家さるめ

思しつこれらるるつし西光入道内の中なる昔  
より山川に大泉みだれつしそせう仕方  
八人ういけし終終もつし是程はるるせう  
兼及いん今なむしに山沙法向る世ハ  
在にそしある處のそんそく山と傳し免  
有るしとあしつ中若舟の多し人うはあらん  
十の事なしかつてみん山王に神主をいはのそ  
か板にのこ中そそ衣禁をちや傳しそら河を  
傳しは事也



夢田藏人返忠事

漢臣國をみよし思政家を破る實の義茲<sup>えんてい</sup>に崇  
欲茂秋紋之王者欲明後自蔽之と云り斬人  
又自に出斬之故人種目身出萌と云々本文  
又遠西光法師天台座主如孫と云りんそ  
くまより山川七光のけう朝家の山大事を  
引出た事出せし梅<sup>うめ</sup>に此事を武家  
の信らに礼とすすまよりり礼に新大納言  
以下近習の輩武士を集り山をせんとす

より<sup>し</sup>沙汰の事と物<sup>もの</sup>の事と此の事人<sup>ひと</sup>に北面  
此市よりあしと無何の事にかをいふいし  
何<sup>なに</sup>にせしむんをいふ死<sup>し</sup>に人<sup>ひと</sup>と只今  
天下乃大事出来んす此<sup>こ</sup>の事<sup>こと</sup>に  
かゝり歎<sup>なげ</sup>きあへる又由<sup>よし</sup>に大衆をいふ  
作<sup>つく</sup>る礼<sup>れい</sup>に院宣度く<sup>く</sup>る<sup>る</sup>か<sup>か</sup>く<sup>く</sup>事<sup>こと</sup>を礼<sup>れい</sup>  
内乃命命を對<sup>たい</sup>杆<sup>かん</sup>勢<sup>せい</sup>なりか<sup>か</sup>れ<sup>れ</sup>何<sup>なに</sup>り昔<sup>むかし</sup>礼<sup>れい</sup>  
に思<sup>おも</sup>返<sup>へ</sup>し<sup>し</sup>か<sup>か</sup>ひ<sup>ひ</sup>た<sup>た</sup>る<sup>る</sup>衆<sup>しゆ</sup>徒<sup>と</sup>り<sup>り</sup>何<sup>なに</sup>り座<sup>ざ</sup>主<sup>しゆ</sup>の妙<sup>めう</sup>  
是<sup>こゝ</sup>坊<sup>ぼく</sup>小<sup>せう</sup>た<sup>た</sup>い<sup>い</sup>梅<sup>うめ</sup>に<sup>に</sup>る<sup>る</sup>大<sup>だい</sup>衆<sup>しゆ</sup>二<sup>に</sup>ん<sup>にん</sup>何<sup>なに</sup>りした



後いれれをかかしあうむすゝんと山所ぬく  
也思く多成親人山川の強動ふきり松の窟  
意をいねさつりれり其内後者多くさぬく  
ありれも儀勢にき叶いしとみみけい  
りあり神の大相國うつへきし多きをかのく  
中あらは来六月七日祇園に神事にて京中  
六波羅ゆとれくむめく事功いんす其いまり  
孔ふ多日藏人大將軍とて八條かりて  
よりより色く法勝寺執り平判官に七条、

すくの山門ふ向ふ色く近江入石式部大補院  
善寺の面くくかしく勢く後の竹林火  
なうけくせめ人王太政入道天のつり地入  
庭す。只今う窟をいりけりんしすしそ中い  
はる其中に多日後人必総すしそめちきり  
くくくたのちれたりきり此事無益也とかり  
ん背にきりさきろ袋の料小新大納言よりけ  
たりきり多き人の布よりちたれけりぬの裁  
継して家子邸木に手替川つ同うち志はあ







此夜とまじりてふらぬらぬいり何事かか  
たふのり信ちうくともしうてし書かあを  
くさるをたかあるといと志のむそ中屋事い  
く益と人目ればはむしふと夜か入る  
孫れと急り院中の人兵具をそれく軍  
兵を失く集らば事そ志あくく免され  
てはをふじと中れい出家山の大衆せめ  
らりてまじりて兼れといと事りなけおれ  
ル礼甚後少をいんとして日ひ正月新大納言

をけしめして俊寛麻谷山荘にまより合  
家名内俊志くく事某と大我中い  
かく我中いしうと人のまじ事志いるを  
我中多しとい我あはくく多をい人の中  
にらた語かき事た人の布の事をい一端と  
いひ出さる架ありの向ふしとて極の  
事共取法けと事の中れに入大かかと語さ  
まひらから保元平治の事君の内為命  
を程人とい事すそ度と也人いそと君



して弓を引る世ありていづも入居をいふを孫と  
近と推す新ありてを子に傳はせ給ふ君も  
くや〜のち中世のちから勢給ふんすふの抑此事  
院ハ一定志候〜のし礼たるのし此ありひ礼  
る細も及いひ大納言ハ軍兵ともあらず礼  
いと院宣と云ふ出給ふをわき礼いと〜とて  
そ乃おし候〜の事共いひち〜して〜と後  
中と〜と〜のち新大納言小を〜と  
ち〜り〜と〜礼を〜行儀返志〜と

くた〜はよ曲戦在首不度とあ給とあ給  
文選比中あり中ハ礼宣行をとり取付た〜  
海危乃魚を釣〜と〜は〜のち〜と  
人の心の内也弓矢取程比者の同〜ハ思ふは危  
かりあ〜のちと〜後ハ人々ある入居大をた〜  
るもよ〜い何れ〜けるあ〜た川外と聞〜礼ハ  
行儀さ〜もや〜と〜思儀系た〜かの旅人  
〜や〜と〜んす〜い何れが〜と〜と〜  
火乃行〜と〜死〜と〜人〜た〜ぬ〜り〜は〜の



多し急ぎ此攻り忍入る負能を先し  
むけんの者共のあんなりと侍共記とめし阿  
川先よ一家の人こもそのくふ礼中せと  
乃給ひつれい面い未使をけしらかし  
此うしをやふ礼何りゆくあつたいそ家先  
かも地某の右大将宗盛三位中將知盛左三  
重衛其外此人侍部未吾加いあつをよ  
いり家御常しくを勢つとをそ勢雲夜  
あしし夜のころふみ千奈流ありにり六月

いしげのくし程に入道内乃ん  
安部九資成をのし院乃い所し  
大夫信業をい出しくを  
仕あり者共の朝是山ほ  
と信りし永めつる  
と系らせつ資成の院  
をい出して此うし  
系りて奏聞し色共  
此事もその心得られ



成急子池攻く此り〜を中々色々入るよう(四万)  
車何〜あるとわらゆる何の趣手於や君も志願〜  
それなり帯り引纏いませと〜それとをちくおの  
も家貞初めのも京家永永をめ〜むけん乃より  
か〜の其教何り上下両面の者共一人のまゝす  
の〜の言(たより〜)知せしければ或ハ一二  
百騎或ハ三百騎をり〜か〜家々〜か〜めたり

西光法師被召捕車

其中小左衛門入道西光と月の始り根本

了たの者也礼とかなく〜か〜多々〜か〜李浦  
太師重光の乗方候を行〜う〜い多程小西光  
院の御所〜人〜を事に何〜る事をた〜人の  
〜と〜りか〜り〜何〜候〜と〜か〜り〜い〜何〜さ〜ぬ  
小齋所をい〜う〜又御所〜舞り〜るた物乃具〜した  
る武士に〜目〜り〜か〜け〜た何〜と〜や〜何〜あ〜ま〜を〜け〜ま〜ふ  
侍り〜けたる武士中〜ら〜ハ八條入夜〜り〜起〜と〜云〜あ〜  
中何〜た〜趣手事何〜り〜候〜了〜れ〜何〜と〜云〜々〜也〜ハ西光〜あ〜し  
赤の〜人〜し〜と〜か〜の〜こ〜し〜ひ〜と〜云〜事〜小〜行〜く〜中〜上〜趣手〜る







はるむ、いふおれ、此程の至川、入居をらう、あんと  
する、おえ、より、巾、う、の、事、な、い、<sup>え、い</sup>元、る、が、か、ら、る  
お、ま、よ、何、道、程、の、ぬ、系、を、め、く、何、け、く、か、さ、ら、ま、り、  
友、去、り、く、と、な、う、<sup>ぬ、い、く、免、く、は、た、の、と、せ、あ、い、と</sup>  
父、子、共、に、さ、ま、の、あ、ま、ん、は、ら、者、の、ま、り、と、み、く、小  
介、く、罪、も、お、を、せ、也、也、天、台、度、主、護、云、く、ま、ま、ら、遠  
流、小、中、何、く、天、下、の、大、事、引、出、し、て、**刺、此、事、小**  
介、力、く、て、も、ろ、か、根、え、介、力、か、け、者、と、**刺、**たり、その  
子、細、具、に、お、せ、と、ら、あ、い、り、れ、い、**西、光、え、り、何、の、り、の**

かり、け、れ、い、か、し、ま、ま、を、**應、ん、せ、に、**口、り、お、れ、に、ら、ま、り  
ま、い、ち、く、て、何、さ、笑、ひ、ま、ら、**事、せ、ん、と、**中、に、ら、院  
中、に、免、く、は、た、の、**身、に、く、り、い、**執、事、を、**當、新**  
大、納、言、及、院、宣、と、て、り、し、**何、ま、れ、い、く、事、小、介**  
か、せ、た、と、い、い、ま、り、**中、を、免、介、力、く、て、い、た、但、み、に、と**  
口、向、の、**中、何、を、は、た、の、**路、を、**と、ま、の、**か、**他、人、の、あ、い**  
知、ん、**西、光、の、あ、ま、り、さ、ま、の、**何、が、**急、に、お、た、け、け、の、**路、  
を、**ま、り、し、ん、れ、い、み、ま、り、**事、り、**入、居、友、の、ハ、忠、盛、ハ、中**  
出、川、の、**こ、う、に、**中、**納、言、家、成、ハ、此、急、ハ、**朝、夕、**お、り、何、**



たけきと宗政が登げりたひしを人言をたと  
ちてこゝにいし、和入る處と忠盛七嫡子とい  
ひしかよひたふは追ひ叙爵をたふし志あはれ  
かやを多しむらあむらるる孫母の池の尻上  
か山目えせらしとてありしときふんをりたるを  
つ返らばとて京<sup>童</sup>のいししとて中し其後故  
郷返海越く渡本二十余人か免衆を娶られた  
てしうん<sup>切</sup>の貴ふ去保延は故しつやとて十  
八九程はく四位とて兵衛佐ありあひた

りしを忠盛いしし事の名と世のく頑子ゆり  
王孫といひあるる親代ふありふりて殿上たま  
しかりをたふし知しつれとて至みおとせしれん  
と志あひし人の子とて今うましけかく即廢官  
を奪ひ取と大政大臣と也ありしと氣天下を家  
はし小堀の親見をたせしふとて甲をたれ傳  
ふよのもの受任檢非違使執負尉ふある事  
傍例先例あたるふありしつるのたふさるる日ふ  
入るたけきとふよとてわらけさくめく詞もたは



すはらんくふ中々れら入る案てたいかりく  
物とれぬいん志いしく何くはくをさへる福く  
片とあみりく尻起れをたかき西光  
つをいしとけく心いしの中部をの  
て西光のさくさく首さるさくさいあめとれ  
たいたれ重俊の節ふのとさく大志の心を  
持く七十と度の者持をわく山住まくつて  
たうあまげく西光思ひたれとえきりばせんせ  
られたりきあく去りしに身に志なき術の

てけれと夢をわけくはけひあか  
成親に被る捕車  
西光法師と三位中將知盛と父のと紀伊治  
部兼尉為利と志とも也とれ三位中將も  
西光を我が物とけくあつと三位とのふはてり  
はれはれとも剛入られするあめりも人ふ  
かけのんきり節りはえい侍のめいんし中花  
共飲りは是より三位中將も治部を衛も  
二人かき世をうきみえ世間内はのかりあれ



六所へも出されたりと云ふとかや其後合意平を  
とて中うんを免して中出川新大御言は  
と少引言中合すく事所の為平三をりぬ  
と中るくしものありぬは使乞り侍死く  
此孫をや大綱<sup>言</sup>思ひ礼りるぬ何んは是は孫  
乃山の天鬼此事を中侍礼んす名らぬ人此  
事とていふ事いれと仰りぬのけと叶侍  
知りのをと思ひて我身乃上とと露志<sup>ち</sup>を  
知りて立礼るぬ我はぬぬ礼八<sup>カニ</sup>おふは車の

此河守中のあり若狭二人侍三人はりのめし  
くしてかゆけりけり布衣多きはやのふさかじ  
新を牛の十午と常乃出仕をり引侍く御い  
たるてふく山く礼りるおまを取後の出仕とに  
後出御思ひ合てぬいなりと何を礼あり入  
かたの西八条ありくやりき勤く其程をみる  
軍兵免後んび多を河礼かむたしぬ我いつかの  
事と多今山をせぬれんあらあやしむ祿  
おすはれく車より行りぬいた礼を川のうらよ



兵所をかき止めく只今事の出来たる也  
中門の戸小具足ぼの付たる者二人三むのいて  
大納言の左右のこをまゝととくふして  
内へ入りれたる後の事他して何れも物  
も覚えあはさりあるにまゝ兵者七八人ばかり  
しつゝよりとあやととをまゝあれは馬帽子  
も着布衣も着られり兵あ後の二かしを  
之中門の上へ引たり居せし侍の一人小一間ある所  
小たしめ川見をみとまゝに何もの諸人

侍も執事牛飼も目にもさかりてとのく物といは  
れた牛車も十々四方小近らせぬ大納言と云  
月北さりの何つき小一間ある所小ためしれとあ  
東をもく川見けんてかゞとれと何の事  
多へうはりせん方とてかゝる涙も何せし何  
といてやあられ等中にもけや田舎のた  
まゝ事北はあへけり小たれいりあるもの中  
はしん北面は者の中にあれ何らむ小本大  
臣のへめい思をくんけりとも思ひをあらむ



つゝそのを同く死るとも物一二と兼い出さず  
て死をゆしかどもそれをも推してそのみよ  
くともかゝ身のつくあふ後げえも詔の物  
さむいのかき母稚き者ともえ本かゝか  
物いゆへしはる事あひる程ふ良久しく  
何くく内の方の人此の甚多のうかすしを来  
りこれ大細言いたし今もかこれむするを  
と記すも旅をれしとて居るにけりに入る大  
納言此たはしから後の様子を取らるるは川と

わけられたりそ人の衣比みくのを大  
ふくくええ物のうかかたしつる事  
大いこれき大細言をにみ  
ゆいりらハヤ大納言項て後平治は逆乱此時  
信むて要も小田心有く朝敵とありゆいた  
てし時越後此中ゆと志すたての印はこれ  
小袴と折急けり引入るるは馬やの  
前に引すられえを勢く死罪不定り  
己小袂取られゆへまのつを内府







の海、所分くは、おれは、志らざれば、たり、おれ、い、り、  
此上、は、ひ、り、ん、小、や、及、ふ、應、た、お、れ、を、と、お、れ、何、  
そ、か、り、何、し、小、や、し、と、く、白、状、を、大、納、言、の、か、ほ、ふ  
投、う、け、く、傳、ま、は、ち、や、し、た、と、し、入、め、い、ら、る、猶、  
ら、を、す、く、う、ぬ、く、常、を、無、原、か、お、れ、の、と、れ、ぬ、い  
り、お、れ、つ、後、し、然、の、の、全、く、奉、真、盛、國、あ、し、ま、ん、り  
お、れ、ハ、多、き、つ、下、知、く、大、納、言、を、傳、ま、の、う、ら、ふ  
は、此、傳、せ、た、ら、お、れ、の、れ、川、傳、の、う、ら、ふ、小、引、か、と、い  
く、と、川、之、お、れ、之、志、ら、ざ、ら、ふ、さ、い、ふ、と、く、お、れ、免、み、せ、よ

と、れ、ぬ、い、ら、る、お、れ、ハ、後、秘、と、を、以、下、の、無、共、傳、と、よ、り  
之、大、納、言、を、傳、ま、り、お、れ、か、い、ら、其、中、小、引、か、と、い、  
え、き、り、お、れ、何、の、者、か、大、納、言、を、お、れ、に、お、れ、  
之、左、り、の、お、れ、大、納、言、の、首、を、強、く、と、く、入、て、右、の、  
し、く、む、秘、を、押、や、し、て、流、石、強、く、お、れ、に、す、く、  
口、を、大、納、言、と、し、み、ふ、何、く、何、く、入、ら、れ、た、お、れ、の、  
給、う、ん、指、し、お、れ、を、た、と、か、め、の、せ、給、へ、と、お、れ、  
お、れ、の、大、納、言、お、れ、を、と、く、二、お、れ、三、お、れ、お、れ、の  
お、れ、の、お、れ、入、ら、れ、た、お、れ、の、お、れ、と、お、れ、か、し、お、れ、  
お、れ、



やくし其乃のいなる其有後川を何てられた  
地はくろく獄卒あをうちせ川の降けりの鏡  
ふさい人を引むじの先世小法くア一所の業小  
よそを本をこの(果れをかり)の多く怪をを  
紀しそ刑を川を引りんもかくやとそんへく  
阿を乳也かくしそ末身れおふりかんはの次  
部は祐遠といふ何し加ほふし我とくして  
小字をふ入しんと思くすつとよして大綱言  
此ゆいを乃けまふありはるく混行したる

んし中り乳ハ入るはたのふ今日ち我わさあめ  
吹のちそ禁裏仙洞はくわをなうる  
御相ふちちすり小をちをみきん事うるの屋  
思を乳りん喜あしそたつと乳ハ又はの  
よそ引かホくそかしたていそもの呼ふか  
あめくたり昔葦焚因執韓彭醢昆錯受  
戮周魏見辜受か人し後受禍敗之辱し  
いり葉荷焚會韓信彭越之乳高祖れ切臣  
たりし共かくれみち我のり乳唐朝よりかた



らん我朝より保元平治に於ては  
事甚なりしを以て新大納言一人も不限ら  
いふせん事とて人歎ゆいふ事内大臣重  
盛公其後いと久しき事衣にきり  
そく中納車鹿にせき清ふみ人隨人三三人  
はつり矢も具して其礼も皆布衣とてその  
くたる者一人も異せぬ長束のたたり入  
を初めと人と思はれしにありし是程の  
大事出来たる事と人この事いれ内府の事

多ハ天下の事大事を以て大事といふ何程  
此事ありて平治に於ては人々みれあけ  
少り兵具をたふしとる者其もあつたり  
内府はる事も大納言をいかに志ける人  
今の程に死すに流罪の事ありなほ  
とみゆりあり侍の侍も上も下も  
たすむる本をその事にいふ事  
所々の日以にあらねども一箇あり  
また大納言の事免られたりありし事



只今少将通りしをばはれらの業のふ  
とく大納言のそそのけいきり内府をえけり  
北庭ほまのをみせりなき見こころ  
れしとも是はいふ事そのはちや何ぞしりたる  
事りいふ思ひのをしとたはしきせはけりし  
おぼし思ひをりしはしきとあまふふりむらん  
大后人のしんあんなておんらん御命をり  
中うげをちし思へしおれしといふはますらむと  
れとしくれく定へしおれしすけりし治の乱の

とまらせぬるうりしは悪をりて命をけし  
あま位正二位大納言いしうりし既ふし  
了成徳思しせしむし報しつるはあおむ  
あ(今度此命はのりを同しけしせぬか  
おれし高野様しる若し若く一節の後  
生のけしをせんしのもはけし思はへ  
重盛かてはしけしとあまあま  
由命おれしすけりしと立れしれしかく  
あまはけしとかいふま涙のみおれり



かたのめしきれぬむじふりと海に初めゆき  
もいふあらむたはあかき者共をそんあか  
我身は世事とする事とて是をかせしいはるん  
系むれとせよあけく河川はと多しういふ  
海をたふ人等と多しぬをくと思ひぬいふ内  
大臣はねいふ川を程いふとこのあかきむいふ  
志川くそいとふとさすくふくて海にゆいての  
ちり今や物もねをぬくかあしくもあかき  
る大臣は入居しあかきたりはれは入居す

はる大納言むけんの事と起のれしるる左の塔  
兼との扱めアねあつ罪と起るるたまでゆやらむ  
事とたろくやた今起るんすりそのをも宮を  
たれいしては不初んの事にそ社をたれ大納言  
失れん事とよくく西はのふいふ一七條  
修理大夫物とたんの白河院にめし川に  
よりた乃し家久しく成とすそ位正二位官  
大納言中々のほりき當時も君はいしを  
此者外を我身はあかきをあせらとてたらあ



小かく(を)は後ら北人事といふ者色うしむ  
かく用く免されいとも志ひ事いといふ  
不復の事はさかひはや北天神と時平の大臣  
北山人より八重丸志ほり小敷たぬ一面乃  
文の左大臣は身田新發のさくらんにきて危張を  
土へ移されぬをのく母重実ありぬれとの流さる  
せしむいふ事出れぬ延喜聖主安和山乃  
北山人事いふ中傳いたれ上吉松かくのいふ  
いふいふんや東代をや聖主は北山人は傳り

いふんや北山人を委しく北山人は(一)北思惟  
も方(二)北山人の(三)事(四)後悔先(五)不(六)之(七)  
とあて中の(八)既(九)しかく免(十)した(十一)れ(十二)り(十三)い(十四)を(十五)ま  
矢(十六)に(十七)北(十八)山人(十九)の(二十)事(二十一)を(二十二)危(二十三)を(二十四)罪(二十五)に(二十六)し  
か(二十七)し(二十八)た(二十九)ぬ(三十)い(三十一)ふ(三十二)の(三十三)後(三十四)ろ(三十五)せ(三十六)よ(三十七)切(三十八)の(三十九)う(四十)か(四十一)り(四十二)し(四十三)て  
多(四十四)かり(四十五)く(四十六)せ(四十七)よ(四十八)と(四十九)北(五十)山人(五十一)中(五十二)傳(五十三)いた(五十四)れ(五十五)い(五十六)は(五十七)後(五十八)ろ(五十九)り(六十)と(六十一)今  
夜(六十二)ろ(六十三)を(六十四)知(六十五)らん(六十六)事(六十七)志(六十八)る(六十九)危(七十)ろ(七十一)り(七十二)と(七十三)の(七十四)め(七十五)ひ(七十六)に  
北(七十七)山人(七十八)を(七十九)ん(八十)い(八十一)る(八十二)を(八十三)け(八十四)り(八十五)て(八十六)北(八十七)山人(八十八)も(八十九)志(九十)ろ(九十一)り(九十二)北(九十三)山人  
了(九十四)る(九十五)北(九十六)山人(九十七)の(九十八)内(九十九)大臣(一百)か(一百一)き(一百二)結(一百三)ち(一百四)り(一百五)し(一百六)北(一百七)山人(一百八)の(一百九)重(二百)盛(二百一)加(二百二)乃



大納言乃いりしに何しとていふれり又大納言  
乃むあ也か後にあうくありぬにとて中とや思ふ  
ぬん其後にとていふ世の爲君の爲を存して  
ゆい也と保元逆乱とた故か納言入る信面  
執權乃時と何い當て本朝の縁と久かり  
死罪を中納言左府の死を實檢せし事  
あしとありある世政と出れと見えぬとて古人乃  
治りぬと死罪を執行せしむは人の業後  
つとむ此詞をたてて中二と何のと平治の事出

来と信面ういすれたりとてけりぬとてとを切  
てりしはれぬ保元中納言事あちやらむとて  
取上ぬとて色れぬとて思何ハ察られてたを縁と  
いひぬとていふれぬとて世察る朝敵も非はりぬ  
かそれ何のへとて由身栄花を跡所あけれと今ハ  
たけすめは事なをれとてあしとてとてとて  
思ふはれぬとて何とていふれとて善の承とて余  
慶和の志やとて思は家中之余缺とて何のとて  
兼れとて周此文王とて大云とて小命せしとて



たの上を思ひしあしく小勢を唐代太宗の張  
温吉をたうく後世覆奏をこころいり又善を  
ねあふと別体微報之あふを依一別答微隨  
之あふしやたり又世を志川先む事と琴うを  
かすのふと大<sup>結</sup>急なる時と小弦録に  
起るしあ持天でや此帝も信られたまはし  
おほくあふらへり礼ハ實りしや思はれれ  
ん今夜切な事と思<sup>き</sup>ひ<sup>き</sup>免る其日を暮小  
けり内大臣とのくし<sup>ら</sup>おたなるのあを心安の

良妻あはへしと志るる處に侍共を免しと此あひ  
るは仰あれとと重盛小志を<sup>は</sup>し<sup>と</sup>左右  
かく大納言を失ふ事有(の)あはれのたち  
ちよりのあう<sup>ら</sup>た妻と後悔先小三々あま  
し<sup>の</sup>事<sup>志</sup>出<sup>し</sup>と重盛う<sup>む</sup>か<sup>い</sup>し<sup>し</sup>先  
られ<sup>は</sup>と<sup>と</sup>武士<sup>共</sup>を<sup>振</sup>く<sup>れ</sup>何<sup>の</sup>法<sup>祐</sup>  
と<sup>我</sup>急<sup>を</sup>た<sup>か</sup>し<sup>と</sup>大納言<sup>小</sup>あ<sup>は</sup>け<sup>な</sup>く<sup>の</sup>い<sup>り</sup>  
たり<sup>ら</sup>返<sup>り</sup>く<sup>奇</sup>怪<sup>也</sup>予<sup>り</sup>の<sup>ゆ</sup>き<sup>の</sup>ん<sup>所</sup>  
を<sup>い</sup>つ<sup>て</sup>を<sup>し</sup>か<sup>ら</sup>さ<sup>ら</sup>へ<sup>た</sup>忠<sup>清</sup>宗<sup>家</sup>て<sup>い</sup>の<sup>者</sup>







